

許可証明書の交付について

- 国土交通大臣の許可を受けている建設業者のうち、中部4県（岐阜、静岡、愛知、三重）に主たる営業所がある建設業者に限り、中部地方整備局にて許可証明書の交付を行っています。
- この証明書は、入札参加資格申請等において建設業の許可を有していることを証明する場合や、更新の申請後、従前の許可有効期間を経過してもなお同申請に係る許可の処分がなされず、その間建設工事の発注者や契約相手方に許可の状況を証明する場合などに利用していただくものです。
- 許可証明書に記載される内容は許可通知書の内容になります。
(各営業所での許可業種等は記載されません。)

【1】申請方法

申請書類を中部地方整備局に直接持参されるか、郵送して下さい。申請は随時受け付けています。ただし、原則として前回の発行から3ヵ月以内については許可証明書の発行はできません。

【2】申請書類

申請に必要な書類等は以下のとおりです。手数料は無料です。

- ①許可証明願（様式は当ホームページより取得できます）
- ②返信用封筒（切手を貼り、宛先を記入したもの）
※中部地方整備局の窓口で受け取りを希望される場合は不要です。その場合はその旨と連絡先を記載した書面を添付して下さい。
- ③許可証明書の申請の直前に、更新申請や代表者名又は主たる営業所所在地の変更届を提出している場合には、県からの郵送の関係上その内容が反映されない場合がございます。そのような場合には上記①②に加え、受付印のある更新申請書の表紙（様式第一号）及び変更届出書の第一面の写しを同封願います。

【3】その他

- 発行部数は1部のみとなります。
- 発行までは1週間程度お時間をいただきます。

【4】提出先／お問い合わせ

〒460-8514
愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
国土交通省中部地方整備局建政部建設産業課 建設業係
TEL：052-953-8572